



2018年8月7日

各位

東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目14番14号
株式会社 ラクーン
代表取締役社長 小方 功
(コード番号: 3031 東証第一部)
問い合わせ先:
取締役副社長 今野 智
電話: 03-5652-1711

第三者割当による第5回・第6回新株予約権（行使価額固定型）及び
第7回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行並びに第三者割当契約の締結に関するお知らせ

当社は、2018年8月7日、会社法第370条及び当社定款第25条に定める取締役会の決議に代わる書面決議によって、UBS AG London Branch（以下「UBS」又は「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による第5回・第6回新株予約権（行使価額固定型）及び第7回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「本新株予約権」と総称します。）の発行（以下「本件第三者割当」といいます。）並びに金融商品取引法による届出の効力発生後に、割当予定先との間で、本新株予約権にかかる第三者割当契約（以下「第三者割当契約」といいます。）を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	2018年8月23日
(2) 発行新株予約権数	総計 34,830 個 第5回新株予約権 20,000 個 第6回新株予約権 7,690 個 第7回新株予約権 7,140 個
(3) 発 行 価 額	総額8,011,560 円 第5回新株予約権 1個当たり 245 円 第6回新株予約権 1個当たり 218 円 第7回新株予約権 1個当たり 201 円
(4) 当該発行による 潜在株式数	3,483,000 株（新株予約権 1個につき 100 株） 第5回新株予約権 2,000,000 株 第6回新株予約権 769,000 株 第7回新株予約権 714,000 株 なお、第7回新株予約権については、下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条項」に記載の通り行使価額が修正される場合がありますが、潜在株式数は、3,483,000 株で一定です。 本新株予約権の行使により交付する株式について、当社は保有する自己株式を優先的に活用する予定です。
(5) 資金調達額	2,201,161,560 円（差引手取概算額）（注）
(6) 行使価額及び 行使価額の修正条項	第5回新株予約権 行使価額 600 円（固定） 第6回新株予約権

	<p>行使価額 650 円 (固定)</p> <p>第 7 回新株予約権</p> <p>当初行使価額 700 円</p> <p>下限行使価額 700 円</p> <p>上限行使価額はありません。</p> <p>第 5 回及び第 6 回新株予約権に関して、行使価額の修正は行われません。</p> <p>第 7 回新株予約権に関して、行使価額は、割当日の翌取引日 (2018 年 8 月 24 日) 以降、第 7 回新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値) の 92%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。但し、修正後の行使価額が 700 円 (以下「下限行使価額」といい、第 7 回新株予約権の発行要項第 11 項の規定を準用して調整されます。) を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。</p>
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、UBS AG London Branch に全て割り当てます。
(8) その他	<p>当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、第三者割当契約を締結する予定です。</p> <p>第三者割当契約において、本新株予約権の行使停止指定、買戻義務、譲渡制限、ロックアップ等を定める予定です。詳細については、下記「3. 資金調達方法の選択理由等 (1) 資金調達手法の概要」をご参照ください。</p>

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。第 7 回新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は、当初行使価額ですべての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。第 5 回新株予約権及び第 6 回新株予約権については行使価額が調整された場合、第 7 回新株予約権については行使価額が修正又は調整された場合、資金調達の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

【当社をめぐる事業環境及びこれまでの経緯】

我が国における 2017 年の国内における企業間電子商取引 (BtoB) の市場規模は、約 317 兆 2,110 億円 (前年比 9.0%増) と拡大を続ける中、業種別内訳では卸売業は約 94.0 兆円 (前年比 12.0%増) と約 30%のシェアを有しつつ急速な拡大を遂げております (調査元: 経済産業省「電子商取引に関する市場調査」、2018 年 4 月発表)。また、卸売業の川下に位置する小売業界においては、大規模事業者 (従業者数 1,000 人以上) の年間商品仕入額の電子商取引化率が約 9.0%に達しているのに対し、小規模事業者 (従業者 10 人未満) では約 2.8%と高い成長余地を有しております (調査元: 経済産業省「商業統計」、2015 年 12 月発表)。中小規模の小売店は事業者数が多いことから、販路拡大を考えるメーカーにとって魅力的な市場であるものの、営業コスト・管理コストや信用リスクの高さが障害となり、積極的な卸売が必ずしも容易でない市場となっております。

このような環境の中、当社は「企業活動を効率化し便利にする」という経営理念のもと、アパレル・雑貨メーカー等と中小規模小売店等を EC サイト「スーパーデリバリー」で繋ぐ「EC 事業」、企業間取引の掛売り決済代行サービスを提供する「Paid 事業」、売掛金が未回収になった時に取引先に代わって売掛金を支払う売掛保証サービス等を提供する「保証事業」(子会社の株式会社トラスト&グロースが運営) に取り組んでまいりました。

当社は、EC・決済プラットフォームの競争力強化及び拡大に注力してまいりました。例えば EC 事業においては、会員小売店に対して厳格な入会審査を行っており、質の高い取引環境を実現しております。また、2015年8月には海外の小売店に対する輸出販売をサポートする越境ECサイト「SD export」を開設し、2018年4月期の海外流通額が前年度比67.8%増になるなど、高い成長を続けております。加えて、2016年7月には「スーパーデリバリー」の会員対象を飲食業や理美容業、宿泊業、教育関連など小売業以外の事業者にも拡大するなど、近年は顧客企業の潜在的ニーズに応える形で事業を拡大しております。「スーパーデリバリー」の会員小売店の特徴として、東京、大阪を除いた地域の小売店が7割以上を占めており、地方での新規開業や就業機会の増加に資することから、地域活性化に貢献したことが評価され、2016年6月には第1回日本サービス大賞にて「地方創生大臣賞」を受賞いたしました。このような当社の取り組みは顧客企業からも高い評価を頂いており、2018年4月期末における「スーパーデリバリー」は、会員小売店数が97,200店舗（前期末比37.8%増）、出展企業数が1,272社（前期末比7.0%増）となるなど高い成長を続けております。また、Paid事業では、企業間電子商取引分野における決済代行サービスの先行者としての優位性を活かし、当社の「スーパーデリバリー」のみならず、外部企業の企業間電子商取引サイト等に対しても、Paidの提供をしております。また、2018年1月にはPaidにおいてAI（人工知能）を活用した与信審査を導入し、従来数日を要していた与信審査を数秒まで短縮し、手続きの高速化を実現しております。保証事業においては、従来年商5億円以上の顧客企業を中心にご提供する売掛債権保証サービス「T&G 売掛保証」に加えて、2016年8月からは潜在的な顧客基盤が大きい年商5億円未満の企業が利用可能とするインターネット完結型の保証サービス「URIHO」を開始いたしました。2018年4月末時点における保証残高は18,421百万円（前期末比62.3%増）と高い成長を続けております。このような取り組みの中、業績面では、連結決算を開始した2011年4月期から8期連続の増収増益（営業利益）を記録しております。

今後の施策としては、2018年6月8日付「会社分割による持株会社体制への移行及び定款一部変更（商号及び事業目的）に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、①既存事業における意思決定の迅速化、②新規事業の創出及びM&Aの実施、③経営資源の適正配分の実施によるグループシナジー効果の最大化を推進することを目的として、2018年11月（予定）に持株会社体制に移行することを予定しております。なお、当社は、持株会社体制への移行に向けて、運転資金として約5億円の銀行借入れを行う予定です。中期的には、時機を逃さない迅速な意思決定の下、新規事業の創出及びM&Aを戦略的かつ機動的に推進し、既存事業とのシナジーを追求することで、グループ全体の更なる拡大・成長に繋げていく考えです。

【資金調達目的】

当社グループはこれまで、EC事業、Paid事業、保証事業におけるサービス強化・拡充を通じて急速な変化を遂げてまいりました。今後も市場の動向や技術の進歩も踏まえながら将来にわたって安定的かつ効率的な収益を確保できるサービスの導入や既存事業の強化に取り組み、顧客の「企業活動を効率化し便利にする」ことに貢献できる事業強化を継続的に進めることが、当社の業界における競合優位性の更なる強化に繋がるものと考えております。当社の成長を加速させるために、既存事業の成長に加え、積極的なM&A及び資本・業務提携を通じて、更なる企業価値の拡大を図る方針です。

以上の方針に基づき、M&A及び資本・業務提携の対象としては、既存事業とのシナジーを重視し、現在当社が有する既存のプラットフォームの更なる強化・拡充に資するIT関連企業またはファイナンス関連企業を想定しております。そこで、今般、当社が中期的な目標として想定するM&A及び資本・業務提携の実現のために必要と考えられる資金を確保することを目的として、本新株予約権の発行を実施することにいたしました。

3. 資金調達方法の選択理由等

（1）資金調達手法の概要

今回の資金調達は、当社がUBSに対し本新株予約権を割り当て、本新株予約権の払込金額に加え、UBSによる本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。本新株予約権の行使価額又は当初行使価額は、発行決議日（2018年8月7日）の前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（以下「基準日株価」といいます。）を上回る600円（第5回新株予約権）、650円（第6回新株予約権）及

び700円（第7回新株予約権）に設定されております。第7回新株予約権については、行使価額修正条項が付されており、当初行使価額以上の価額に行使価額が修正されます。すなわち、株価上昇時においては行使価額が上方修正される一方、株価下落時であっても下限行使価額が当初行使価額の100%に相当する金額であることから、行使価額が当初行使価額より下方に修正されることはありません。

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、下記の内容を含む第三者割当契約を締結いたします。

① 行使停止指定

当社は、割当予定先に対して、本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定（以下「停止指定」といいます。）することができます。よって、通常時においては原則割当予定先の裁量によって行使がなされていくものの、当社の裁量により、停止指定の期間（3取引日以上、60取引日以内の期間（但し、当該期間の末日が2021年8月23日より後の日とならない日数の期間とします。））及び停止指定の対象となる本新株予約権の数を決定することができ、また、複数回の停止指定を行うことが可能です。さらに、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取り消すことができます。このように、当社の自主的な判断により随時停止指定を行うことが可能であるため、当社の資金需要、株価動向及び希薄化の進展等を総合的に判断した上で、柔軟な資金調達が可能となります。なお、当社は、停止指定を行う都度開示いたします。

② 買戻義務

当社は、2021年8月23日に、その時点で残存する本新株予約権の全部を発行価額で買い取る義務を負います。

③ 譲渡制限

本新株予約権には譲渡制限が付されておりませんが、割当予定先との間で締結する予定の第三者割当契約において、割当予定先による本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を必要としております。割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には、割当予定先は、当社の本新株予約権の行使停止指定及びその取消しを行う権利に対応する義務等を含む割当予定先の第三者割当契約の契約上の地位及びこれに基づく権利義務を譲受人に承継させます。

④ ロックアップ

当社は割当予定先に対して、第三者割当契約締結日以降、(イ)割当日から180日間が経過した日又は(ロ)未行使の本新株予約権が存在しなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、ロックアップ対象有価証券（下記「7. 割当予定先の選定理由等（2）割当予定先を選定した理由」において定義します。）の発行（株式分割及び株式無償割当を含みません。）若しくは処分又はこれに関する公表を行わない旨合意しております。

なお、当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、発行価額と同額にて、本新株予約権者（当社を除きます。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

（2）資金調達手法の選択理由

当社は、上記の資金調達を行うために、様々な資金調達の見込先と多様な資金調達方法を検討いたしました。公募増資、第三者割当増資、株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）、新株予約権無償割当による増資（ライツ・オフリング）及び社債又は借入れ等の各種資金調達方法には下記「（3）本スキームの特徴[他の資金調達方法との比較]」に記載したデメリットがある一方、割当予定先より提案を受けた本件第三者割当のスキーム（以下「本スキーム」といいます。）は、下記「（3）本スキームの特徴[デメリット]」に記載しているデメリットはありながらも、それを上回る下記「（3）本スキームの特徴[メリット]」に記載のメリットがあることから、本スキームは、既存株主の利益に配慮しながら、当社の資金ニーズを満たしうる、現時点における最良の資金調達方法であると判断いたしました。

(3) 本スキームの特徴

当社は、本スキームには、他の資金調達手法と比較において、以下のようなメリット及びデメリットがあると考えております。

[メリット]

① 株式価値の希薄化に配慮した基準日株価よりも高い行使価額での資金調達

下記[他の資金調達方法との比較]に記載する他の資金調達手法では、一般的に1株当たりの発行価額が基準日株価よりも低く設定される可能性がある中で、本新株予約権の行使価額は、株式価値の希薄化に配慮し、基準日株価よりも高く設定されております。加えて、本新株予約権は3回号から構成されており、それぞれ異なる行使価額に設定されているため、新株予約権の権利行使による株式の希薄化が段階的に進むことが見込まれることから、本資金調達は既存株主に与える株式価値の希薄化に配慮した資金調達手段であると考えております。

② 行使価額修正条項

本新株予約権のうち、第7回新株予約権には行使価額の修正条項が付されております。当社株価が当初行使価額を上回って推移した場合、行使価額は各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正され、行使に際して払い込まれる金額が増加します。一方で、下限行使価額は基準日株価よりも高く設定された当初行使価額の100%に相当する金額であることから、行使価額が基準日株価より下方に修正されることはありません。

③ 行使停止指定による資金調達タイミングのコントロール

本新株予約権の行使は、前述の通り行使停止指定をすることができ、当社が新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることが出来るという特徴があります。具体的には、当社が資金ニーズ等を勘案し、本新株予約権の行使を希望しない場合には、割当予定先に対して一定の期間本新株予約権の行使の停止を指定することが可能となっています。

④ 潜在発行株式数の固定

本新株予約権の行使により取得される株式数は3,483,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大増加株式数は限定されているため、当初の想定を超えて希薄化が発生することはありません。

⑤ 取得条項による当社の本新株予約権を通じた資金調達のキャンセルオプション

本新株予約権は前述の通り、取得条項が付されており、当社は、本新株予約権の発行価額と同額の金銭を支払うことにより、キャンセル料等の追加的な費用負担を負うことなく、本新株予約権の行使期間中に当社の裁量により、本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。したがって、将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合又はより有利な資金調達方法が見つかった場合等には、当社は、当社の裁量により本新株予約権を取得、消却することが可能であり、したがって、本新株予約権の発行後においても当社は資本政策上の柔軟性を確保しているものと考えております。

[デメリット]

① 新株予約権の発行時において、資金調達額が限定的である点

新株予約権の特徴として、資金調達額の大部分が、割当予定先による本新株予約権の行使があつて初めて調達されます。本新株予約権の行使価額は、当社の希望により、基準日株価よりも高く設定されており、本新株予約権の行使完了までには一定程度の期間が必要となる可能性があります。

② 株価が行使価額に達しない場合において、資金調達が想定通りに実現しない可能性

本新株予約権の行使価額は、当社の希望により、基準日株価よりも高く設定されているため、当社株価が今後行使価額に到達せず推移した場合には、割当予定先による本新株予約権の行使が進まず、想定していた資金調達が実現しない可能性又は資金調達額が当初の想定よりも減少する可能性があります。

③ 割当予定先が当社株式を売却することにより当社株価に下落圧力が生じる可能性

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、したがって、本新株予約権の行使後当社株式は市場で売却される可能性が高く、一定の売り圧力が市場に生じる可能性があります。しかしながら、割当予定先は、当該売却後においても本新株予約権の行使により新たに取得する当社株式の市場での売却を円滑に行うために、当社株価の下落を回避するインセンティブを有しているものと合理的に推定されます。また、現在の当社株式は下記「6. 発行条件等の合理性（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載の通りの流動性を有していることから、かかるデメリットは一定程度緩和されるものと見込んでおります。

[他の資金調達方法との比較]

① 公募増資

公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化も一時に引き起こすことから、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられるため当社のニーズに適さないと判断いたしました。

② 第三者割当増資

第三者割当増資は、当社の株主構成及び会社経営・支配権に割当先からの影響を及ぼされると考えられること、また上記の公募増資同様に、即時の株式発行を伴うものであり、1株当たり利益の希薄化を一時に引き起こすことから、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられるため当社のニーズに適さないと判断いたしました。

③ MSCB（転換価額修正条項付転換社債）

株価に連動して転換価額が修正される転換社債（いわゆるMSCB）は、発行条件及び転換条件等は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、希薄化率が大きく変化し、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられることから当社のニーズに適さないと判断いたしました。

④ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・オファリング）

いわゆるライツ・オファリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、当社がそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オファリングがあります。コミットメント型ライツ・オファリングにつきましては、国内で実施された実績が乏しく、資本調達手法として未だ成熟が進んでいない段階にあるため、引受手数料等のコストが増加することが予想されます。ノンコミットメント型のライツ・オファリングにつきましても、割当先である既存株主の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であると考えております。以上のことから、ライツ・オファリングは当社の現在のニーズに適さないと判断いたしました。

⑤ 社債又は借入れ

社債又は借入れによる資金調達は、調達金額が全額負債となるため、当社の財務健全性が低下し、今後の借入れ余地が縮小する可能性があるため当社のニーズに適さないと判断いたしました。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

①	払込金額の総額	2,207,661,560円
	本新株予約権の払込金額の総額	8,011,560円
	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	2,199,650,000円
②	発行諸費用の概算額	6,500,000円
③	差引手取概算額	2,201,161,560円

(注) 1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（第7回新株予約権については当初行使価額）で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。第5回新株予

約権及び第6回新株予約権については行使価額が調整された場合、第7回新株予約権については行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は増加又は減少する可能性があります。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得し、消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は減少し、その結果、払込金額の総額は減少します。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用、有価証券届出書作成費用等の合計額であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
IT 関連領域及びファイナンス関連領域におけるM&A及び資本・業務提携に係る費用	2,201,161,560	2018年8月～ 2021年8月

本新株予約権による資金調達予定額約22億円については、2021年8月までに、全額をIT関連領域及びファイナンス関連領域における複数社とのM&A及び資本・業務提携に係る費用に充当する予定です。また株価上昇に伴って資金調達額が上記の差引手取概算額を上回る場合にも、超過分はかかるM&A及び資本・業務提携に充当することを想定しております。当社グループは、これまで、EC事業、Paid事業、保証事業における積極的なサービス強化を通じて、事業規模や多角化の面で急速な変化を遂げてまいりました。なお、2018年6月8日付「会社分割による持株会社体制への移行及び定款一部変更(商号及び事業目的)に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、2018年11月(予定)に持株会社体制に移行し、EC事業及びフィナンシャル事業の2つのセグメント区分を変更することを予定しております。今後も国内の中小規模事業者における企業間電子商取引市場の更なる拡大や、技術革新を背景とした事業環境の変化を受けて多様なサービスへのニーズの高まりが予想されます。このため、既存事業とのシナジーを重視し、当社の既存プラットフォームの更なる強化・拡大に資するIT関連企業及びファイナンス関連企業を対象に、上記の支出予定時期において複数社とのM&A及び資本・業務提携を想定しております。現在、具体的に進行している案件はありませんが、これまでのM&A及び資本・業務提携案件における当社の経験から、手元の資金の大小や機動的な資金調達ができるか否かが、迅速に案件を完了できるか否かに影響し、その結果、入札形式による案件における落札可能性、また、独占的交渉権が付与される場合の交渉力に影響すると当社は考えております。そこで、潜在的なM&A及び資本・業務提携の機会を逸しないためにも予め当該資金を確保しておくことが必要と考えております。

なお、当社が過去に実施又は検討したM&A及び資本・業務提携案件の金額や件数を踏まえて、上記支出予定時期にわたって当社が想定する複数社とのM&A及び資本・業務提携の規模として、約22億円が想定投資金額の総額と判断いたしました。本新株予約権は、異なる行使価額を有する3回号から構成されており、行使期間中における株価の上昇局面において、当該資金の段階的な調達を図る方針です。但し、M&A及び資本・業務提携の規模が現時点における当社の想定を上回った場合、又は本新株予約権の行使による資金調達を上回るペースでM&A及び資本・業務提携の機会が発生した場合には、本資金調達による調達資金に加えて、当社手持ち資金を充当し又はその他のファイナンス手段を検討して資金を調達する予定です。

(注) 1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記「(1) 調達する資金の額」に記載の通り2,201,161,560円です。但し、本新株予約権の行使は割当予定先の判断によるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したものではありません。そのため、上表の支出予定時期については現時点における予定であり、具体的な金額、使途及び支出予定時期については、本新株予約権の行使による資金調達がなされた時点の状況に応じて変更される場合があります。なお、資金使途及びその内訳又は支出予定時期が変更された場合は、適切に開示します。

2. 本新株予約権による資金使途は、上記の通り、M&A及び資本・業務提携に係る費用を予定しておりますが、当社の株価が行使価額を下回る水準で推移し、本新株予約権の行使による資金調達が進まない状況において資金が必要となった場合には、当社手持ち資金を充当し又はその他のファイナンス手段を検討して資金を調達する予定です。また、M&A及び資本・業務提携の対象とな

る企業が見つからなかった場合又はM&A及び資本・業務提携の対象となる企業との交渉の過程で様々な要因により案件の完了までに想定以上の期間を要した場合において、調達した資金が上記支出予定時期において当該費用に全て充当されない場合も考えられます。その場合、当社は、引き続き新たな案件の検討又は対象となる企業との交渉を続けた上で、上記支出予定時期以降においても、M&A及び資本・業務提携に係る費用に使用する考えであります。その場合は適切に開示いたします。

3. 調達した資金につきましては、具体的な資金使途に充当するまでの間は、銀行預金又は安全性の高い金融商品等で運用することといたします。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行及び割当予定先による新株予約権の行使による調達資金を、上記「4. (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のM&A及び資本・業務提携に係る費用に充当することにより、企業間電子商取引を中心とした既存事業において競争力を向上させ、将来的な企業価値の向上及び株主価値の増加につながるものと考えております。したがって、当該資金の使途には合理性があるものと判断しております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の第三者割当契約に定められる諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社Stewart McLaren（代表取締役：小幡治、東京都港区東麻布1丁目15番6号）（以下「Stewart McLaren」といいます。）に依頼いたしました。

当該算定機関は、媒介変数を以下のように置き、当社の株価（発行決議日の前営業日の終値497円）、株価変動率（53.28%）、配当利率（1.05%）、安全資産利率（-0.10%）、行使期間（3年）、発行会社の行動（基本的に割当先の権利行使を待つものとしております。取得条項については、当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の200%を超えた場合、2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき当初払込発行価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部を取得すると仮定しております。）及び、割当先の行動（当社普通株式の普通取引の価格が権利行使価格を上回っている場合、随時権利行使を行うものとし、期中に取得した株式の売却に当たっては1日当たりに売却可能な株式数の目安を、直近3年間にわたる発行会社普通株式の調整後1日当たり平均売買出来高の10%とする）に関して一定の前提を置いて評価を実施しております。本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられるブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、払込金額は算定結果である評価額を参考に、当該評価額と同額であるため、本新株予約権の払込金額は特に有利な金額には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、本新株予約権の行使価額は、当社の成長性や現状の株価収益率等に鑑み、本新株予約権の資金使途として当社が想定するM&A及び資本・業務提携に必要な資金を、行使期間中の株価の上昇局面において段階的に調達していくために、発行決議日の前取引日（2018年8月6日）の株式会社東京証券取引所における当社株普通株式の終値を、第5回新株予約権は20.7%、第6回新株予約権は30.8%、第7回新株予約権は40.8%、それぞれ上回る額としました。当該行使価額については、割当予定先とも協議した上で決定しており、適正かつ妥当な水準であると判断しております。

当社監査等委員会も、①Stewart McLarenは当社と顧問契約関係になく、当社及び当社経営陣から独立していると認められること、②Stewart McLarenは割当予定先とは契約関係にない独立した立場で本評価書を提出していること、③本新株予約権の評価については、その算定根拠及び前提条件に関してStewart McLarenから説明を受けた内容が合理的なものであると判断できること、④Stewart McLarenは新株予約権の評価単価の算定について豊富な経験を有しており、その専門家としての能力について、特段問題となる点はないと考えられることから、本新株予約権の払込金額は、割当予定先に特に有利でないと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式の数は合計 3,483,000 株（議決権数 34,830 個）であり、2018年7月31日現在の当社発行済株式総数18,728,100株（2018年4月30日現在の議決権数178,071個）を分母とする希薄化率は 18.60%（議決権の総数に対する割合は 19.56%）に相当します。しかしながら、今回の資金調達により、上記「5. 資金使途の合理性に関する考え方」に記載の通り、M&A等を通じて当社事業の競争力を向上させることによって、企業価値の向上及び株主価値の増加を目指していくこととしており、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。なお、本新株予約権の行使により交付する株式について、当社は保有する自己株式を優先的に活用する予定です。

また、①当社は、停止指定により一定程度本新株予約権の行使をコントロールすることが可能であること、②本新株予約権の行使により取得される株式数の合計 3,483,000 株に対し、当社株式の過去3ヶ月間における1日当たり平均出来高は112,375株であり、一定の流動性を有していること、③将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合には、当社の裁量により、残存する本新株予約権を取得できる条項を付していること、さらに、④本新株予約権は3回号から構成されておりそれぞれ異なる行使価額に設定されているため、株式の希薄化が段階的に進むことが見込まれることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断いたしました。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 名 称	UBS AG London Branch			
② 所 在 地	連合王国 EC2M 2QS ロンドン ブロードゲート 5 (5 Broadgate London, EC2M 2QS, United Kingdom)			
③ 代表者の役職・氏名	最高経営責任者(CEO) セルジオ P. エルモッティ (Sergio P. Ermotti)			
④ 事 業 内 容	投資銀行業務及び証券業務			
資 本 金	385 百万スイス・フラン (連結、2018年6月30日時点)			
⑥ 設 立 年 月 日	1978年2月28日			
⑦ 発 行 済 株 式 数	3,729,120,190 株 (2018年6月30日時点)			
決 算 期	12月31日			
⑨ 従 業 員 数	63,684 名 (連結、2018年6月30日時点)			
⑩ 主 要 取 引 先	投資家及び発行体			
⑪ 主 要 取 引 銀 行	-			
⑫ 大株主及び持株比率	UBS Group AG (100.0%)			
⑬ 当 事 会 社 間 の 関 係				
資 本 関 係	当該会社は2018年8月2日現在、当社の普通株式154,500株（2018年7月31日現在の発行済株式総数の0.82%）を保有しているほか、当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。			
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。			
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。			
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当社と当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。			
⑭ 経 営 成 績 及 び 財 政 状 態 (最近3事業年度及び直近四半期) (注)				
決 算 期	2015年 12月期	2016年 12月期	2017年 12月期	2018年 第2四半期
連 結 純 資 産	57,308	54,302	51,271	50,834

連 結 総 資 産	942,819	935,016	915,642	944,482
1株当たり連結純資産 (スイス・フラン)	14.75	14.44	13.76	13.62
連 結 営 業 収 益	30,605	28,320	29,067	7,554
連 結 当 期 純 損 益	6,203	3,204	1,053	1,284
1株当たり連結 当 期 純 利 益 (スイス・フラン)	1.64	0.84	0.27	0.34
1株当たり配当金 (スイス・フラン)	0.60	0.60	0.65	-

(単位：百万スイス・フラン。特記しているものを除く)

- (注) 1. 2015年12月期、2016年12月期及び2017年12月期については監査済みの連結財務書類、2018年第2四半期については未監査の連結財務書類に基づいております。
2. 下記「(6) 割当予定先の実態」に記載の通り、割当予定先及び割当予定先の役員又は主要株主が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は今回の資金調達を実施するにあたり、複数の証券会社から提案を受け、様々な資金調達方法についての検討を進めてまいりました。その中で、UBS グループの日本法人である UBS 証券株式会社より提案を受けた資金調達方法が、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、資金需要動向に応じた資金調達を達成したいという当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断いたしました。また、UBS グループは、当社のニーズを充足する本スキームの提供を含め、多様な金融商品を持ち、かつ新株予約権の買取業務において多くの実績を残していること、本新株予約権の発行後における投資家との IR サポート業務を含めた総合的なサービスの提案があったこと等を総合的に勘案し、UBS グループにおいて証券業務を手掛ける UBS AG London Branch を割当予定先として決定いたしました。

本新株予約権の募集に関連して、当社は UBS に対して、第三者割当契約締結日以降、(イ)割当日から 180 日間が経過した日又は(ロ)未行使の本新株予約権が存在しなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間、UBS の事前の書面による承諾を受けることなく、ロックアップ対象有価証券（以下に定義します。）の発行（株式分割及び株式無償割当を含みません。）若しくは処分又はこれに関する公表を行わない旨合意しております。但し、法令上必要とされる場合にはこの限りではありません。「ロックアップ対象有価証券」とは、当社の普通株式並びに当社の普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券（新株予約権、新株予約権付社債及び発行会社の普通株式を対価とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含みますがこれらに限られません。）をいいますが、かかる普通株式及び有価証券のうち、(イ)当社及び当社の子会社の役員及び従業員に対して発行される新株予約権並びにこれらの者に対して既に発行され又は今後発行される新株予約権の行使により発行又は処分されるもの、(ロ)第三者割当契約の締結日において既に発行されている新株予約権の行使により発行又は処分されるもの、(ハ)資本提携契約に伴って実施される第三者割当により発行又は処分されるもの、並びに(ニ)本件第三者割当及び本新株予約権の行使に関連して発行又は処分されるものを除きます。

(注) 本新株予約権に係る第三者割当は、日本証券業協会会員である UBS 証券株式会社の斡旋を受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（自主規制規則）の適用を受けて行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取決めはありませんが、締結する予定の第三者割当契約により、割当予定先が本新株予約権を譲渡しようとする場合は当社の取締役会の承認が必要となります。

当社は、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、本新株予約権の行使により取得する当社株式を市場動向を勘案しながら売却する方針であることを口頭にて確認しております。

また、当社は、締結する予定の第三者割当契約において、東京証券取引所の上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項並びに日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条に従い、所定の適用除外の場合を除き、行使価額修正条項付新株予約権等の制限超過行使（ある暦月において、当該暦月において行使価額修正条項付新株予約権等の行使により交付されることになる株式の数の合計が、当該新株予約権等の払込期日時点の上場株式数の10%を超えることとなる新株予約権等の行使）を割当予定先に行わせないことを割当予定先との第三者割当契約に基づいて合意する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先において本新株予約権の払込金額の総額の払込み及び行使に要する資金は確保されている旨の報告を、本件の斡旋を行うUBS証券株式会社の担当者から口頭で受けるとともに、割当予定先の本店であるUBS AGの直近の「Second quarter 2018 report」（2018年7月24日公表、未監査）より、2018年6月30日現在の純資産額は50,834百万スイス・フラン、現預金は102,262百万スイス・フラン（それぞれ約5兆6,364億円、約11兆3,388億円、換算レート1スイス・フラン110.88円（2018年6月29日の仲値））と確認しているほか、当該資金の払込みについては第三者割当契約において割当予定先の義務として確約されることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社、当社の役員及び当社の大株主と割当予定先との間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先の本店であるUBS AGは、スイス連邦の行政機関である連邦金融市場監督機構（Swiss Financial Market Supervisory Authority (FINMA)）、英国金融行為監督機構（Financial Conduct Authority）及び英国健全性規制機構（Prudential Regulatory Authority）の監督及び規制を受けています。また、UBS AGの100%親会社であるUBS Group AGは、その株式をスイス連邦国内のスイス証券取引所及び米国ニューヨーク証券取引所に上場しています。

当社は、連邦金融市場監督機構ホームページ、英国金融行為監督機構ホームページ、英国健全性規制機構ホームページ、UBS AG及びUBS Group AGのアンニュアルレポート等で割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制の下にある事実について確認しており、また本件の斡旋を行うUBS証券株式会社の担当者との面談によるヒアリング内容を踏まえ、割当予定先及び割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力と一切関係ないことを確認しております。

8. 大株主及び持株比率

募集前（2018年4月30日現在）		
氏名又は名称	所有株式数（株）	持株比率（%）
小方 功	5,023,800	26.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,990,700	10.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,978,100	10.59
石井 俊之	504,200	2.70
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	427,500	2.29
株式会社広明通信社	420,300	2.25
KIA FUND 136（常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	347,949	1.86
MSCO CUSTOMER SECURITIES（常任代理人 モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社）	312,900	1.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	242,200	1.30
今野 智	213,200	1.14

(注) 1. 上記のほか、当社所有の自己株式が870,656株(4.66%)あります。

2. 上記「7.割当予定先の選定理由等(3)割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載の通り、割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておりませんので、本新株予約権に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持分比率」は表示しておりません。

9. 今後の見通し

今回の資金調達に2019年4月期当社グループの連結業績に与える影響は、軽微であると認識しております。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行規模は、上記「6.発行条件等の合理性(2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載の通りで、総議決権数に対して最大19.56%の希薄化であり、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないこと(本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める経営者から一定程度独立した者からの当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手並びに株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

	2016年4月期	2017年4月期	2018年4月期
売上高	2,229百万円	2,359百万円	2,546百万円
営業利益	393百万円	420百万円	437百万円
経常利益	367百万円	414百万円	431百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	239百万円	255百万円	282百万円
1株当たり当期純利益	13.84円	14.58円	16.05円
1株当たり配当金	4.50円	4.50円	5.20円
1株当たり純資産	101.17円	108.89円	119.67円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2018年7月31日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	18,728,100株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	1,024,200株	5.47%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	-	-
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	-	-

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2016年4月期	2017年4月期	2018年4月期
始値	902円 □562円	505円	510円
高値	1,799円 □879円	674円	889円
安値	860円	428円	506円

	□322 円		
終 値	□528 円	512 円	643 円

(注) 1. □印は、株式分割 (2015年8月1日、1株⇒3株) による権利落後の株価を示しております。

② 最近6か月間の状況

	2018年3月	2018年4月	2018年5月	2018年6月	2018年7月	2018年8月
始 値	656 円	627 円	643 円	654 円	567 円	507 円
高 値	658 円	679 円	689 円	680 円	568 円	512 円
安 値	568 円	595 円	634 円	552 円	495 円	494 円
終 値	626 円	643 円	653 円	563 円	506 円	497 円

(注) 1. 2018年8月の株価については、2018年8月6日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2018年8月6日
始 値	497 円
高 値	500 円
安 値	494 円
終 値	497 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません

以 上

株式会社ラクーン第5回新株予約権（第三者割当て） 発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社ラクーン第5回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

2018年8月23日

3. 割当日

2018年8月23日

4. 払込期日

2018年8月23日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をUBS AG London Branchに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式2,000,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第10項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

20,000個

8. 各本新株予約権の払込金額

金245円（総額4,900,000円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、600円とする。

10. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
11. 本新株予約権を行使することができる期間
2018年8月24日から2021年8月23日までとする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
13. 本新株予約権の取得
- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり第8項に定める各本新株予約権の払込金額に相当する価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転を行うこと（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日より前で、且つ、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり第8項に定める各本新株予約権の払込金額に相当する価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
15. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、第11項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第18項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第18項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
16. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられるブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、当社の株価、株価変動率、配当利率、安全資産利子率、当社及び割当先の本新株予約権の行動に関する一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金245円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は、2018年8月6日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の120.7%に相当する金額とした。
18. 行使請求受付場所
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
19. 払込取扱場所
株式会社三菱UFJ銀行 渋谷中央支店
20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
21. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
22. その他
(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
(2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役に一任する。

以 上

株式会社ラクーン第6回新株予約権（第三者割当て） 発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社ラクーン第6回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

2018年8月23日

3. 割当日

2018年8月23日

4. 払込期日

2018年8月23日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をUBS AG London Branchに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式769,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第10項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

7,690個

8. 各本新株予約権の払込金額

金218円（総額1,676,420円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、650円とする。

10. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
11. 本新株予約権を行使することができる期間
2018年8月24日から2021年8月23日までとする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
13. 本新株予約権の取得
- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり第8項に定める各本新株予約権の払込金額に相当する価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転を行うこと（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日より前で、且つ、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり第8項に定める各本新株予約権の払込金額に相当する価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
15. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、第11項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第18項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第18項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
16. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられるブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、当社の株価、株価変動率、配当利率、安全資産利子率、当社及び割当先の本新株予約権の行動に関する一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金218円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は、2018年8月6日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の130.8%に相当する金額とした。
18. 行使請求受付場所
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
19. 払込取扱場所
株式会社三菱UFJ銀行 渋谷中央支店
20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
21. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
22. その他
(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
(2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役に一任する。

以 上

株式会社ラクーン第7回新株予約権（第三者割当て） 発行要項

1. 本新株予約権の名称
株式会社ラクーン第7回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」という。）
2. 申込期間
2018年8月23日
3. 割当日
2018年8月23日
4. 払込期日
2018年8月23日
5. 募集の方法
第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をUBS AG London Branchに割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式714,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数
7,140個
8. 各本新株予約権の払込金額
金201円（総額1,435,140円）
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初700円とする。
10. 行使価額の修正
行使価額は、割当日の翌取引日（2018年8月24日）以降、第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。但し、修正後の行使価額が第9項第(2)号

に定める金額の100%に相当する金額円（以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により} \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、上記第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。また、上記第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2018年8月24日から2021年8月23日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり第8項に定める各本新株予約権の払込金額に相当する価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。
- (2) 当社は、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転を行うこと（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日より前で、且つ、当社取締役会で定める取

- 得日に、本新株予約権1個当たり第8項に定める各本新株予約権の払込金額に相当する価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
16. 本新株予約権の行使請求の方法
(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
17. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられるブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、当社の株価、株価変動率、配当利率、安全資産利子率、当社及び割当先の本新株予約権の行動に関する一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金201円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、当初行使価額は、2018年8月6日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の140.8%に相当する金額とした。
19. 行使請求受付場所
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
20. 払込取扱場所
株式会社三菱UFJ銀行 渋谷中央支店
21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
22. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
23. その他
(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
(2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役に一任する。

以上